

入所サービス 利用料金表 [基本型] 1割/2割

◇利用料金は介護保険法の改正等により変更される場合があります

(1) 基本料金 ※以下の基本料金(①施設サービス費、②-1・②-2加算項目)については、項目ごとに地域加算<6級地>を含んだ金額を掲載しています。端数処理の関係で実際の請求金額とは若干の誤差が生じますので、予めご了承ください。

① 施設サービス費

② -1 加算項目 (原則加算)

	I - iii «多床室»	I - i «個室»
介護認定	日 額	日 額
要介護 1	792 円 / 1,584 円	717 円 / 1,434 円
要介護 2	841 円 / 1,682 円	763 円 / 1,526 円
要介護 3	904 円 / 1,808 円	826 円 / 1,651 円
要介護 4	956 円 / 1,912 円	879 円 / 1,758 円
要介護 5	1,011 円 / 2,021 円	931 円 / 1,863 円

加 算 項 目	日 額	詳 細
初期加算	31 円 / 62 円	入所日から 30 日間
夜勤職員配置加算	25 円 / 49 円	夜間の職員配置が基準以上の場合
栄養マネジメント加算	14 円 / 29 円	多職種協働による栄養ケア計画を策定している場合
サービス提供体制強化加算 (I) イ	18 円 / 37 円	介護職員のうち介護福祉士が 60%以上を占める場合
口腔衛生管理体制加算	31 円 / 62 円	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する技術的指導及び助言を月 1 回以上行い、口腔ケア計画を策定している場合
介護職員処遇改善加算 (I)	(1)の基本料金の合計額に対し、3.9%を乗じた金額	

② -2 加算項目 (該当時のみ加算)

加 算 項 目	金 額	詳 細
短期集中リハビリテーション実施加算	246 円 / 493 円 (日)	入所日より 3 か月間集中的なりハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	246 円 / 493 円 (日)	認知症利用者に対し入所日より 3 か月間集中的なりハビリを行った場合 ※週 3 回上限
若年性認知症受入加算	123 円 / 246 円 (日)	若年性認知症の診断を受けている場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	35 円 / 70 円 (日)	在宅復帰・在宅療養支援等指標が基準値以上の場合
療養食加算	6 円 / 12 円 (食)	医師の処方箋に基づく療養食を提供した場合
低栄養リスク改善加算	308 円 / 616 円 (月)	低栄養リスクの高い利用者に対し、多職種協働で低栄養改善計画を作成し、栄養・食事調整を行った場合
経口移行加算	29 円 / 58 円 (日)	経口移行計画を作成し、その計画に基づいた支援が行われた場合
経口維持加算 (I)	411 円 / 822 円 (月)	著しい摂食機能障害を有し、諸検査によって誤嚥が認められる場合
経口維持加算 (II)	103 円 / 205 円 (月)	摂食機能障害を有し、諸検査によって誤嚥が認められる場合
緊急時施設療養費 (緊急治療管理)	525 円 / 1,050 円 (日)	病状が重篤となり救命救急医療を提供した場合 ※3 日間上限
所定疾患施設療養費 (I)	241 円 / 483 円 (日)	肺炎・尿路感染・带状疱疹の診断を受け、施設内で治療を実施した場合 ※7 日間上限
所定疾患施設療養費 (II)	488 円 / 976 円 (日)	上記(I)の診断を協力医療機関と連携して実施した場合 ※7 日間上限
口腔衛生管理加算	92 円 / 185 円 (月)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月 2 回以上実施した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	205 円 / 411 円 (日)	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急入所することが適当と医師が判断した場合
認知症情報提供加算	359 円 / 719 円 (回)	認知症の疑いがあると医師が判断し、認知症疾患医療センター等に紹介した場合

加算項目	金額	詳細
地域連携診療計画情報提供加算	308円 / 616円 (回)	医療機関入院中に地域連携診療計画加算が算定されている場合で、当施設がその計画に基づき治療を行うとともに、退院翌月までに診療情報を文書で当該医療機関に提供した場合
褥瘡マネジメント加算	10円 / 21円 (月)	入所者ごとの褥瘡に発生に係わるリスクについてモニタリング指標を用い評価、高リスクの入所者に対し褥瘡ケア計画を作成し、入所者ごとに褥瘡管理を実施した場合 ※3カ月に1回上限
排せつ支援加算	103円 / 205円 (月)	排泄に介助を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整等により排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師等が判断し、多職種が排泄介護に係わる支援計画を作成した場合
外泊時費用	372円 / 744円 (日)	外泊初日と最終日を除き、施設サービス費に代えて算定 ※月6日上限
外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	822円 / 1,643円 (日)	外泊初日と最終日を除き、外泊中に当施設の在宅サービスを利用した場合 ※月6日上限
ターミナルケア加算（死亡当日）	1,695円 / 3,389円 (日)	厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
ターミナルケア加算（死亡前2～3日）	842円 / 1,684円 (日)	〃
ターミナルケア加算（死亡前4～30日）	164円 / 329円 (日)	〃
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	462円 / 924円 (回)	入所前30日～入所後7日以内に退所を目的とした施設サービス計画策定のためにご自宅を訪問した場合
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	493円 / 986円 (回)	前項（Ⅰ）に加え、生活機能の具体的な改善目標と退所後の生活に係わる支援計画を策定した場合
再入所時栄養連携加算	411円 / 822円 (回)	入院後の医療機関で経管栄養や嚥下調整食を新規導入し、当施設の管理栄養士と入院先の管理栄養士が相談の上で栄養ケア計画の原案を作成し、再入所となった場合 ※1人1回
かかりつけ医連携薬剤調整加算	128円 / 257円 (回)	厚生労働大臣の定める基準に適合する場合
試行的退所時指導加算	411円 / 822円 (回)	試行的な退所時に、退所後の療養上の指導を実施した場合 ※月1回、3カ月上限
退所時情報提供加算	514円 / 1,027円 (回)	退所後の主治医または他の社会福祉施設に対し、診療情報を文書で提供した場合
退所前連携加算	514円 / 1,027円 (回)	退所後の居宅サービス計画作成者または地域密着型サービスに対し、診療情報を文書で提供した場合
訪問看護指示加算	308円 / 616円 (回)	訪問看護が必要であると当施設医師が認め、退所時に当該事業者へ訪問看護指示書を交付した場合

(2) その他の料金

③ 居住費／食費

※居住費と食費については、世帯の所得や預貯金額に応じて減額される場合があります。詳しくはお住まいの市区町村へお尋ねください。

負担区分	居住費：多床室	居住費：個室	食費
	日 額		
第4段階	550円	1,640円	1,720円
第3段階	370円	1,310円	650円
第2段階	370円	490円	390円
第1段階	0円	490円	300円

④ その他の費用 ※印は該当時のみ請求

項目	金額	詳細
日常生活品費	200円/日	石鹸・シャンプー・タオル・おしぼり等
教養娯楽費	200円/日	レクリエーションで使用する材料費等
※理美容代	2,000円/回	カットのみ
※電気使用料	43円(税込)/点	ワット数の高い電化製品を使用した場合
※特別室料	2,160円(税込)/日	該当する療養室を使用した場合
※個室料	1,080円(税込)/日	
※2人室料	540円(税込)/日	
※文書料	5,400円(税込)/通	各種保険や障害年金用診断書を記載した場合
※インフルエンザ予防接種	実 費	